

【12】平成10年度試行的事業における主な指摘事項とその対応について(案)

1. 訪問調査について

主な指摘事項	対応
一回の調査では不十分である	・原則は一回となっているが、必要がある場合には複数回の調査が可能な規定になっている趣旨の周知徹底
異なった職種の2名で調査を行なうべきである	・原則は1名となっているが、必要がある場合には複数名の調査が可能な規定になっている趣旨の周知徹底
基本調査及び特記事項の調査マニュアルを充実させるべきである	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた記入要綱等の改訂
訪問調査員の研修を充実させるべきだ	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた研修の充実
在宅と施設で異なる調査票を用いるべきだ	・同一の調査票を用いることとしている

2. 一次判定について

主な指摘事項	考えられる原因	平成11年度対応(案)
9年度から継続している対象者の要介護度が10年度では低下する場合があること	・要介護認定基準を見直すと同時に、必要性に応じた適切なサービス量が利用できるよう要介護度別のサービス利用事例を変更したため	・要介護認定基準等に関する考え方の普及啓発
より重症と考えられる者の要介護度が軽症の者より低くなる場合があること(例:一つの調査項目について、全介助よりも一部介助の方が要介護度が重くなる場合がある)	・重症度と介護に要する時間とに乖離がみられる場合があるため(「一部介助」が「全介助」より実際に介護の手間がかかっている場合等があるため)	・要介護認定基準等に関する考え方の普及啓発 ・状態像を加味した推計方法の導入
調査結果の一部修正を行うと要介護度が著しく変化する場合があること	・心身の状況に関する調査項目を階層的に利用して要介護時間を推計しており、個別の調査結果の変動が要介護度に大きな影響を持つ場合があるため	・調査結果を総合的に評価する指標である中間評価項目を用いた推計
調査結果の修正を行っても要介護度が変化しない場合があること	・影響が少ない項目については評価の対象に含まれていない場合があるため	・調査結果を総合的に評価する指標である中間評価項目を用いた推計
状態像の例に一致しない場合があること	・要介護度は介護に要する時間を推計して判定しており、状態像はその例にすぎず、他にもさまざまな状態像が同一の要介護度に含まれるため	・要介護認定基準等に関する考え方の普及啓発 ・状態像を加味した推計方法の導入
問題行動がある要介護度はかなり高くなる場合があること	・「1分間タイムスタディ」のデータを見直して痴呆の程度がより反映するようにしたため	・痴呆の評価をあらためていることの周知徹底
「自立」と「要支援」で介護の必要度が逆転していると思われる場合があること	・「間接生活介助」+「機能訓練関連行為」に関する要介護時間に基つき要支援の分類を行っているため、要介護認定基準時間の合計時間では「要支援」の者より長くても「自立」とされる場合がある	・要支援認定には、全要介護時間に基づく基準と間接生活介助及び機能訓練関連行為に要する要介護時間に基づく基準を併用することを検討
「特別な医療」について、要介護度への適切な反映がなされない場合があること	・「1分間タイムスタディ」において、「特別な医療」についての心身の状況が得られていないために、推計上の誤差が発生する場合があるため	・「特別な医療」の要介護度への反映方法について検討
「再調査」という判定が示される理由がわからないこと	・あり得ない結果の組み合わせ例については、「再調査」と判定することとしているが、その理由を提示するようにはなっていないため	・「再調査」とすべき組み合わせ例について精査するとともに、「再調査」となったりゆうを提示

3. 主治医意見書について

主な指摘事項	対応
記入マニュアルを充実させるべきである	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた記入要綱等の改訂
意見書が迅速に入手できる仕組みが必要である	・調査の流れの弾力化の検討

4. 審査判定について

主な指摘事項	対応
一次判定のコンピュータソフトを公開すべきである	・内容確定次第、その内容を公開
審査判定結果をわかりやすく被保険者に説明できるような資料を示すべきである	・審査判定に関する考え方等の資料の提供
審査会委員に対する研修を充実させるべきである	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた研修の充実
要介護状態区分変更事例集によって審査判定が形骸化される恐れがあるのではないか	・10年度の試行的事業の成果を踏まえた事例集の充実 ・事例に該当しない場合は審査会の裁量に委ねられている趣旨の周知徹底